

市民生活部市民税課

1 個人市県民税

(1) 主な法令改正等

ア 給与所得控除の見直しについて（上限額の引き下げ）

平成26年度の税制改正により、給与所得控除の見直しが行なわれ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなった。

区 分	平成26～28年度課税分	平成29年度課税分	平成30年度以降課税分
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

イ セルフメディケーション税制の創設

平成28年度税制改正により、適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に本人または本人と生計を一にする親族に係る特定一般用医薬品等購入費を1年間に1万2千円を超えて支払った場合には、1万2千円を超える額について8万8千円を限度として所得控除できることとなり、平成30年度の個人市県民税から適用となった。 ※従来の医療費控除との選択適用とされた。

ウ 医療費控除・セルフメディケーション税制の申告時における「明細書」の添付義務化

平成29年度税制改正により、医療費控除・セルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける場合は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付することが義務化され、平成30年度の個人市県民税から適用となった。

エ 特定配当等の所得に係る課税方式の明確化

平成29年度税制改正により、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税の確定申告と異なる内容で個人市県民税申告書が提出された場合でも申告書に記載された事項をもとに課税できることが明確化され、平成30年度市県民税申告時期から適用となった。

(2) 課税状況

ア 個人市県民税現年度

区 分	市 民 税		県 民 税	
	納税義務者数	年度末賦課決定額	納税義務者数	年度末賦課決定額
均 等 割	74,551人	260,920,800円	74,551人	149,097,300円
所 得 割	67,254人	6,948,042,530円	67,231人	4,630,641,070円
合 計	74,551人	7,208,963,330円	74,551人	4,779,738,370円

イ 個人市県民税過年度

課税件数	市民税年度末賦課決定額	県民税年度末賦課決定額
770件	31,095,090円	20,688,810円

ウ 法人市民税現年度

区 分	納税義務者数（延べ件数）	確定税額
均 等 割	5,667件	553,899,000円
法 人 税 割	3,600件	1,258,800,900円
合 計	9,267件	1,812,699,900円

エ 法人市民税過年度分

区 分	納税義務者数（延べ数）	確定税額
均 等 割	121件	6,286,000円
法 人 税 割	407件	29,800,700円
合 計	528件	36,086,700円

オ 退職所得に係る分離課税分

申告納付件数	市 民 税	県 民 税
477件	62,260,427円	41,500,416円

(3) 減免申請に基づく処理状況

ア 個人市県民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額	
			個 人 市 民 税	個 人 県 民 税
55件	1件	54件	2,045,400円	1,354,200円

イ 法人市民税

申請件数	不決定件数	減免件数	減 免 税 額	
			均 等 割	法 人 税 割
54件	2件	52件	3,060,000円	0円

(4) 申告相談

次のとおり申告相談を2会場で実施した。

ア 米子コンベンションセンター

米子税務署による確定申告相談と、本市による住民税申告相談を合同で実施した。

- ・相談期間 平成31年2月18日（月）～平成31年3月15日（金）（土・日除く）
- ・相談件数 1,124件

イ 米子市役所淀江支所

所得税の確定申告相談と住民税の申告相談を本市職員により実施した。

確定申告相談については、e-Tax（電子申告・納税システム）等電子システムによる申告書作成、データ送信を行った。

- ・相談期間 平成31年1月28日（月）～平成31年2月8日（金）（土・日除く）
- ・相談件数 582件

2 軽自動車税

(1) 主な法令改正等

ア 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車においては、税制改正により、平成28年4月1日から、次のとおりとなった

車 種		税率 (年額)	
		変更前	変更後
原 付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,600円
小型二輪 (250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊	農 耕 作 業 用	1,600円	2,400円
	そ の 他	4,700円	5,900円

イ 三輪以上の軽自動車にあつては平成28年度課税から、新車新規登録から13年を経過した車には、重課税率が適用されることとなった。

車 種				税率 (年額・円)		
				H27.3.31までの 登録車両 (旧税率)	H27.4.1以降の 登録車両 (新税率)	初度登録から13 年経過した車両 (重課税率)
軽自動車	三輪 (660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上 (660 cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

ウ グリーン化特例 (軽課) の適用期限が延長された。

四輪以上及び三輪の軽自動車で平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車新規登録をした車両で、その排ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、平成30年度分に限り、下表のとおり軽課税率 (年税額) が適用されることとなった。

(軽四輪乗用車)

対 象 車	内 容	税 率	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	2,700円	1,800円
平成32年度燃費基準+30%達成車	税率を概ね50%軽減	5,400円	3,500円
平成32年度燃費基準+10%達成車	税率を概ね25%軽減	8,100円	5,200円

(軽四輪貨物車)

対 象 車	内 容	税 率	
		自家用	営業用
電気・天然ガス車	税率を概ね75%軽減	1,300円	1,000円
平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減	2,500円	1,900円
平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減	3,800円	2,900円

(2) 課税状況

ア 現年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
43,817人	60,747台	433,641,800円

(車種別内訳)

種 別		税率 (円)	賦課期日 台数 (台)	非課税 台数 (台)	減免・課税 免除台数 (台)	課税台数 (台)	調定額 (円)	
原動機付自転車	第一種	2,000	2,935	9	6	2,920	5,840,000	
	第二種乙	2,000	297	2	0	295	590,000	
	第二種甲	2,400	577	26	2	549	1,317,600	
	ミニカー	3,700	64	2	0	62	229,400	
小型特殊自動車	農耕車	2,400	2,202	9	0	2,193	5,263,200	
	その他	5,900	227	12	0	215	1,268,500	
軽自動車	軽二輪	3,600	1,086	3	0	1,083	3,898,800	
	軽三輪	3,100	0	0	0	0	0	
		3,900	0	0	0	0	0	
		4,600	0	0	0	0	0	
雪上車	3,600	1	1	0	0	0		
軽自動車	四輪貨物	自家用	4,000	6,194	35	72	6,087	24,348,000
			5,000	2,116	20	22	2,074	10,370,000
			6,000	4,226	39	54	4,133	24,798,000
			1,300	0	0	0	0	0
			2,500	0	0	0	0	0
			3,800	101	5	0	96	364,800
	営業用	3,000	145	0	4	141	423,000	
		3,800	49	0	0	49	186,200	
		4,500	72	0	0	72	324,000	
		1,000	0	0	0	0	0	
		1,900	0	0	0	0	0	
		2,900	8	0	0	8	23,200	

種 別			税率 (円)	賦課期日 台数 (台)	非課税 台数 (台)	減免・課税 免除台数 (台)	課税台数 (台)	調定額 (円)
軽 自 動 車	四 輪 乗 用	自 家 用	7,200	24,774	29	436	24,309	175,024,800
			10,800	5,905	6	111	5,788	62,510,400
			12,900	7,459	15	164	7,280	93,912,000
			2,700	0	0	0	0	0
			5,400	702	0	8	694	3,747,600
			8,100	1,449	0	16	1,433	11,607,300
	営 業 用	5,500	2	0	0	2	11,000	
		6,900	1	0	1	0	0	
		8,200	0	0	0	0	0	
		1,800	0	0	0	0	0	
		3,500	0	0	0	0	0	
		5,200	0	0	0	0	0	
	二輪の小型自動車			6,000	1,268	1	3	1,264
合 計			—	61,860	214	899	60,747	433,641,800

イ 過年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
△5人	△5台	△41,000円

(3) 減免の状況

区 分	申請件数	減免件数	減免台数	減免税額	
公益のため直接使用するもの	26件	26件	226台	1,796,000円	
自動車学校の生徒の教習用	2件	2件	10台	56,100円	
身体障害者等 に対するもの	本人が運転するもの	401件	401件	401台	3,371,200円
	家族が運転するもの	207件	207件	207台	1,772,700円
その構造が身体障害者の利用に供するためのもの	25件	25件	55台	406,100円	
合 計	661件	661件	899台	7,402,100円	

(4) 課税免除の状況

区 分	申請件数	免除件数	免除台数	免除税額
商品であって使用しないもの	50件	50件	891台	7,595,500円

3 市たばこ税

課税状況

区 分	課税標準 (本)	税 率	調定額 (円)
旧3級品の紙巻たばこ以外	176,351,421 本	1,000本につき 5,692 円	956,668,747 円
旧3級品の紙巻たばこ	7,182,760 本	1,000本につき 4,000 円	28,237,718 円
手持品	—	—	4,835,461 円
合 計	183,534,181 本	—	989,741,926 円

4 入湯税

課税状況

課 税 標 準	税 率	調 定 額	特別徴収義務者数
394,560 人	1人当たり 150円	59,184,000円	22人

5 窓口事務

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等

区 分	一 般	公 用	合 計
標 識 交 付 申 請	480 件	0 件	480 件
廃 車 申 告	664 件	0 件	664 件
変 更 申 告	98 件	0 件	98 件
標 識 再 交 付 申 請	18 件	0 件	18 件
標 識 弁 償	2 件	0 件	2 件

(2) 証明取扱件数

所 得 証 明	6,342 件
資 産 証 明	2,433 件
住 宅 用 家 屋 証 明	561 件
廃 車 証 明	72 件
営 業 証 明	133 件

(3) 閲覧取扱件数

閱 覧	1,549 件
-----	---------

(4) 固定資産台帳複写枚数

複 写	3,882 枚
-----	---------